

令和6年度事業計画

はじめに

当協会は、県内の交通事故防止に寄与する公益法人として、県下44地区の交通安全協会と連携し、多岐にわたる交通安全活動を展開して、県民一人ひとりの交通安全思想の普及高揚に努めている。

令和6年度は、「第11次千葉県交通安全計画」の4年度目となり、この計画で定める抑止目標の達成に向けた交通事故死傷者数の着実な減少を目指し、関係機関・団体と連携の上、地域に密着した交通安全活動事業を推進するとともに、平成29年4月1日に施行された「千葉県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」及び令和3年12月28日に施行された「千葉県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の一部を改正する条例」並びに令和5年6月29日に施行された「千葉県飲酒運転の根絶を実現するための条例」の周知を図るための活動をさらに推進し、「交通安全県ちば」の実現に向け取り組むこととする。

交通事故発生状況概要

令和5年中の県内の交通事故の発生状況は、発生件数(13,564件 前年比+341件 +2.6%)、死者数127人(同+3人 +2.4%)、負傷者数16,259人(同+420人 +2.7%)であった。

本県の死亡事故の特徴は、次のとおりとなっている。(県警の分析結果)

1 事故類型別発生状況

車両対歩行者が54件(42.9%)、車両相互が51件(40.5%)、車両単独が20件(15.9%)、踏切が1件(0.8%)となっている。

(このうち、自転車関連事故の内訳は車両対歩行者1件、車両相互14件、車両単独3件である。)

2 昼夜間別発生状況

昼間が67件(53.2%)、夜間が59件(46.8%)である。

昼間の類型別では、車両相互が38件(56.7%)、車両対歩行者が19件(28.4%)、車両単独が9件(13.4%)、踏切が1件(1.5%)、また夜間の類型別では、車両対歩行者が35件(59.3%)、車両相互が13件(22.0%)、車両単独が11件(18.6%)となっている。

3 年齢層別死者数

高齢者が69人(54.3%)、50歳代が19人(15.0%)、40歳代が14人(11.0%)、30歳代が7人(5.5%)、若者が6人(4.7%)、25歳～29歳及び60歳～64歳がそれぞれ5人(3.9%)、子供が2人(1.6%)となっている。

4 状態別死者数

歩行中死者が54人(42.5%)、四輪乗車中死者が33人(26.0%)、二輪乗車中死者が23人(18.1%)、自転車乗用中死者が17人(13.4%)となっている。

四輪乗車中死者のうちシートベルト非着用者は9人(27.3%)である。

5 法令違反別発生状況

安全不確認が36件(28.6%)、前方不注意が28件(22.2%)、運転操作不適が23件(18.3%)、信号無視が9件(7.1%)、歩行者妨害及び動静不注視がそれぞれ6件(4.8%)、一時不停止が4件(3.2%)、通行区分が2件(1.6%)、速度超過及び酒酔いがそれぞれ1件(0.8%)、その他の違反が10件(7.9%)となっている。

6 3S(スピード、飲酒、シートベルト非着用)分析状況

(1) スピード(1当が自転車・歩行者・不明の事故を除く。)は、113件中1件(0.9%前

年比-0.8ポイント)となっている。

- (2) 飲酒(四輪車・二輪車の1当に飲酒があった事故であり、飲酒関連には基準以下・検知不能を含む。)は、113件中酒酔い・基準以上が6件(5.3% 前年比+1.0ポイント)、飲酒関連は6件(5.3% 前年比-0.7ポイント)となっている。
- (3) 四輪乗車中の死者33人中9人(27.3% 前年比-20.4%)が、シートベルト非着用となっている。

当協会は、以上の情勢を踏まえ人命尊重の理念の下、本年度も「千葉県交通安全県民運動基本方針」に基づき、「飲酒運転の根絶」を年間を通じて行う運動の最重点活動とし、

～みんなでつくろう 交通安全県ちば～
をスローガンに、関係機関・団体と緊密に連携し、次の事業を強力に推進する。

I 交通安全思想の普及・啓発活動事業

1 交通安全広報啓発事業

(1) 広報啓発活動

交通事故の防止は、県民一人ひとりが自覚と責任を持ち、交通ルールを遵守し、正しい交通マナーを実践することが大切であり、そのため各地区協会と連携し、交通安全思想の普及・高揚を図るための広報啓発活動を積極的に推進する。

主な推進内容は、次のとおりである。

- ア 各種メディア・ホームページ等を活用した広報活動の実施
- イ 報道機関に対する広報資料の提供及び交通安全特集などの企画協賛
- ウ 時宜に応じた内容を素材とする広報紙「交通ちば」の定期発行
- エ 各運動期間中における県内主要交差点等での交通安全横断幕等の掲出
- オ 各運動期間に合わせた交通事故防止用ポスター・チラシ等の配布
- カ 飲酒運転の根絶を目指すハンドルキーパー運動等の広報啓発
- キ 小学校新入学児童に対して交通安全啓発物資(交通安全下敷き)の配布
- ク 高齢者、自転車利用者等に対する反射材等啓発物資の配布

(2) 令和6年度千葉県交通安全県民運動基本方針に基づく交通安全活動の推進

令和6年2月5日千葉県交通安全対策推進委員会(会長 千葉県知事)が決定した令和6年度千葉県交通安全県民運動の基本方針は、次のとおりである。

ア 期間

令和6年4月1日(月)から令和7年3月31日(月)まで

イ 主唱

千葉県交通安全対策推進委員会

ウ 運動のスローガン

みんなでつくろう 交通安全県ちば

エ 年間を通じて行う運動

(ア) 最重点活動

- a 飲酒運転の根絶
- b 交差点等での交通事故防止(特に、「ゼブラ・ストップ活動」の推進)

(イ) 重点活動

- a こどもと高齢者の交通事故防止
- b 自転車・特定小型原動機付自転車の安全利用の推進(特に、乗車用ヘルメットの着用促進)
- c 夕暮れ時や夜間・明け方における交通事故防止
- d 悪質な違反・危険運転の防止、暴走族の追放
- e 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着

用の徹底

- f 違法駐車等の追放
- オ 期間を定めて行う運動
- | | |
|-----------------------------|------------------------|
| (ア) 春の全国交通安全運動 | 4月 6日（土）～ 4月 15日（月） |
| (イ) 夏の交通安全運動 | 7月 10日（水）～ 7月 19日（金） |
| (ウ) 秋の全国交通安全運動 | 9月 21日（土）～ 9月 30日（月） |
| (エ) 冬の交通安全運動 | 12月 10日（火）～ 12月 19日（木） |
| (オ) 自転車安全利用推進強化月間 | 5月 1日（水）～ 5月 31日（金） |
| (カ) シートベルトとチャイルドシート着用推進強化月間 | 6月 1日（土）～ 6月 30日（日） |
- (キ) ゼブラ・ストップ活動強化月間
- 8月 1日（木）～ 8月 31日（土）
 - 11月 1日（金）～ 11月 30日（土）
 - 1月 1日（水）～ 1月 31日（金）

カ 日を定めて行う運動

- | | |
|---------------------------|---------------------|
| (ア) 交通事故死ゼロを目指す日 | 4月 10日（水）、9月 30日（月） |
| (イ) 交通安全の日～アクション10～ | （毎月 10日） |
| (ウ) 自転車の安全利用推進運動「自転車安全の日」 | （毎月 15日） |
| (エ) 違法駐車等追放運動「クリーンロードの日」 | （毎月 20日） |

2 表彰事業

交通安全功労者、優良運転者（模範運転者）、優良交通指導員、優良交通安全協会、一般交通功労団体、交通安全優良事業所等の交通安全活動に功労のあった個人、団体に対し、会長表彰を行うとともに、全日本交通安全協会会長及び関東交通安全協会連合会長の行う各種表彰事務を推進する。

主な表彰事業は、次のとおりである。

- (1) 交通安全全国民運動中央大会における交通栄誉章緑十字金章・銀章
- (2) 関東交通安全協会連合会表彰規程に基づく交通安全功労者等の表彰
- (3) 文化の日における交通安全功労者千葉県知事表彰
- (4) 交通安全県民大会における交通安全功労者千葉県知事及び千葉県交通安全対策推進委員会長表彰

3 交通指導員運営事業

交通指導員は、交通安全思想の普及高揚と交通事故防止にボランティアとして大きく貢献していることから、次の運営事業を推進する。

- (1) 交通指導員の募集活動と指導育成

 - あらゆる機会を捉えて交通指導員募集活動を推進するとともに、各地区協会の行う同活動を積極的に支援する。加えて交通指導員の知識、技能の向上を図るために、主に新任者を対象とした研修会を各ブロック単位で実施する。

- (2) 交通指導員の傷害保険への加入支援

 - 交通指導員が街頭活動中に受けた損害を補填するため、傷害保険へ加入しその活動を支援する。

- (3) 交通指導員の安全活動に資するための支援

 - 交通指導員が、交通安全教室等で使用する必要な資機材、啓発品等の支援をする。

4 交通安全コミュニティ事業

交通事故は、県民の居住する身近な地域で発生していることから、関係機関・団体と連携して、地域住民各層が参加するイベント等の機会を捉え、交通安全意識の醸成を図る。

- (1) 交通危険個所の点検活動等の実施

交通事故多発地点や小・中学校の通学路等の点検を行い、交通危険個所を把握するとともに、意見要望の提言、交通指導員の配置等により、安全安心まちづくりに寄与する。

(2) 運転適性診断の実施

各種団体、企業等の要請に基づき運転適性診断を実施するとともに、受検者の診断結果を踏まえ、個々の適性に応じた安全運転を指導助言する。

(3) 交通安全教育資機材の貸出しの実施

交通安全教育用DVD、着ぐるみ、酒酔い体験ゴーグルを積極的に貸し出し、効果的な活用を図る。

5 高齢者交通安全啓発活動事業

交通事故死者数に占める高齢者の割合が高いことから、高齢者の安全意識を高揚させるため、次の施策を推進する。

(1) 反射材・啓発物資の作成・配布

反射材・啓発物資を作成・配布して、高齢者の交通事故防止を図る。

(2) 高齢者無事故・無違反運動への参加

無事故・無違反運動「セーフティドライバーズちば」（7月1日から10月31日までの間）に、各地区協会と連携して高齢者を参加させることにより、高齢者の交通ルール遵守意識の向上を図る。

(3) 出前式交通安全教室の開催

高齢者を対象とする座談会等に講師を派遣し、出前式の交通安全教室を開催して、高齢者の交通事故防止を図る。

(4) 高齢者保護活動の推進

交通安全講習及び各種イベント開催に併せ、高齢運転者マーク等の保護規定を理解させ、高齢者保護気運の醸成を図る。

(5) 高齢者交通安全いきいきキャンペーンの実施

高齢者の交通安全への意識を高め、高齢者が被害者となる交通事故の減少を目的に、千葉県交通安全対策推進委員会と同キャンペーンを継続実施する。

6 入会勧誘業務

各地区協会との入会勧誘業務委託契約に基づき、千葉・流山運転免許センターにおいて、運転免許更新者及び新規取得者等に交通安全協会の役割や活動・貢献等を紹介し、積極的な入会勧誘活動を行う。

また、当協会の活動の趣旨に賛同する個人・団体に対し、賛助会員としての加入を働きかける。

II 交通安全教育育成事業

1 運転者教育事業

千葉県及び千葉県公安委員会から委託を受けている更新時講習等の運転者教育事業を適正かつ誠実に実施する。

(1) 更新時講習等

受講者に対し、交通事故の発生状況やその特徴、加齢に伴う身体機能や運転技能の変化に対応するための知識を醸成させる安全教育を行い、交通ルールの遵守と交通マナーの向上を再認識させる。

(2) 停止処分者講習等

受講者は、行政処分等の当事者であることから、運転者として守るべき基本的心構えや交通事故の悲惨さを認識させるとともに、実車、シミュレーター等を活用した実践的な安全運転技術の醸成を図る。

(3) 原付講習

原動機付自転車免許試験合格者に対し、安全運転の基本を理解させ、交通事故防止に役立つ効果的な技能講習を行う。

(4) オンライン講習受講済者に対する付随業務等

令和4年2月から試行運用中である優良運転者及び一般運転者に対するオンライン講習受講済者に対してその確認と案内、オンライン講習に関する補足説明等の業務を行う。

2 二輪車安全教育推進事業

二輪車による交通事故を防止するため、次の事業を行う。

(1) 二輪車安全運転推進委員会の開催

県、県警、関係機関・団体によって構成される二輪車安全運転推進委員会(地方委員会)を開催し、二輪車の安全運転教育の推進を図る。

(2) 二輪車安全運転指導員の資格認定

二輪車安全運転教育体制を強化するため、ホームページ等により幅広く受審者を募り、指導員養成研修会並びに審査会を開催して、適格者を指導員として認定する。

(3) ベストライダーコンテスト千葉(二輪車安全運転大会)の開催

二輪車の安全運転思想の普及及び運転技術の向上を図るため、5月25日(土)、第52回ベストライダーコンテスト千葉を開催する。

3 自転車安全教育推進事業

自転車による交通事故を防止するため、次の事業を行う。

(1) 自転車安全教育推進委員会の開催

県、県警、関係機関・団体によって構成される自転車安全教育推進委員会を開催し、自転車利用者に対する交通安全教育の普及や自転車安全対策の計画を策定する。

(2) 自転車安全教育指導員の認定登録

こども、高齢者等に対する自転車の安全な乗り方を指導する立場にある者に対し、県警指導の下、自転車安全教育指導員の養成講習会を開催すると共に認定登録を行い、自転車安全教室の指導体制の充実を図る。

(3) 自転車安全教室開催の積極的支援

県、県警、関係機関・団体と連携し、こどもに自転車の安全な乗り方に関する交通安全基礎教育を実施するとともに、各地区協会が行う自転車交通安全教室を積極的に支援する。

(4) 自転車シミュレーターによる啓発活動の推進

自転車シミュレーターによる体験指導を推進し、自転車を安全に利用するためのルールの周知を図る。

(5) 交通安全こども自転車千葉県大会の開催

児童(小学生)に自転車の正しい乗り方の競技を通じて、交通ルールやマナーを身に付けさせ自転車事故の防止を図るため、7月4日(木)第61回交通安全こども自転車千葉県大会を開催する。

優勝校は、8月7日(水)東京ビッグサイトで開催される全国大会に出場する。

(6) 交通安全高齢者自転車大会の開催

高齢者に、自転車の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通ルールとマナーを身に付けさせることを目的に、第15回千葉交通安全高齢者自転車大会を開催する。

(7) 高齢者の自転車安全利用に関する指導の推進

高齢者に自転車乗車中のヘルメット着用等、自転車安全利用意識の普及により、自転車事故の防止を図るため、市町村と連携した高齢者向け出前講座等による指導を推進するとともに、啓発用リーフレットの作成・配布等の事業を通じて自転車利用時の交通ルールの遵守と交通マナーの向上を図る。

III 交通安全円滑化等支援事業

1 地域交通安全活動推進委員に関する事業

千葉県公安委員会から委嘱されている地域交通安全活動推進委員に対する講習会及び研修会を開催し、知識・技能の向上を図り、地域における交通安全のリーダーとして養成するとともに、同協議会の事務に関する連絡調整等を行う。

2 交通事故等に関する相談事業

交通事故関係に精通している職員を「交通事故相談員」として指定し、交通事故を含め各種交通問題に関する相談・問い合わせに真摯かつ適正に対応するとともに、必要に応じて関係機関等の紹介を行う。

3 道路使用調査に関する事業

道路使用調査員を県下各警察署に配置し、道路の使用が許可条件に適合しているかの調査を実施するとともに、道路使用調査に関する照会及び相談に対応する。

4 交通安全の広報啓発活動

機関紙「推進委員ちば」を毎月発行するほか、チラシや反射材等を作成・配布するなど、交通安全に関する効果的な広報啓発活動を行う。

5 民間交通安全団体への支援

交通の安全と円滑化に寄与するため設立された千葉県道路使用適正化協議会等の民間団体が、自主的かつ組織的な活動が促進されるよう支援する。

6 交通安全活動を行う民間団体への支援活動

民間団体からの要請に基づき、交通安全教育用DVD、着ぐるみ、酒酔いゴーグル等を貸し出し、民間の自主的な交通安全活動を支援する。

IV 自動車運転免許関係事務等事業

1 写真撮影事業

運転免許試験等の申請に必要な写真を撮影する自動写真撮影機器を設置して、受験者等の利便性を図る事業を行う。

2 二輪車安全講習事業

(1) 二輪車安全運転講習会の効果的な推進

大型二輪又は普通二輪免許を取得しようとする者及びこれらの免許を有している者に対し、安全運転知識と運転技能を向上させるための講習を行い、二輪車による交通事故の防止を図る。

(2) ベイシックライディングレッスンの開催

現に運転免許を有し、かつ、防犯登録している運転者を対象とした（一社）日本二輪車普及安全協会主催のベイシックライディングレッスンに指導員を派遣して、安全知識及び運転技能を向上させることにより二輪車事故の防止を図る。

3 免許証等郵送事業

警察署等で更新手続を行った者の運転免許証等を、本人の依頼に基づき郵送する業務を行う。

4 自動車保管場所現地調査事務及び保管場所標章交付に伴うデータ入力事務

(1) 現地調査及びデータ入力

「自動車の保管場所の確保等に関する法律」の規定に基づく現地での車庫調査に係る事務及び保管場所標章の交付に伴うデータ入力事務を迅速かつ適正に行う。

(2) 保管場所標章回収等事業

（一社）日本自動車販売協会連合会千葉県支部から委託を受けた、ワンストップサービス申請に係る保管場所標章等を代理で受領し当該支部に郵送する事業を適正に行う。

5 総合案内等事業

運転免許更新者、運転免許試験受験者等の利便性を図るために総合案内等の受託事業を適正に行う。

V 損害保険代理業

自動車損害賠償責任保険の代理店として、損害保険会社との間における委託契約に関する事業を適正に行う。

VI その他この法人の目的を達成するために必要な事業

その他、県手数料徴収事務受託事業、交通安全に係る用品の販売事業等を適正に行う。

令和6年度の主要行事予定は、別表のとおりである。

令和6年度年間行事予定表

月	(公財)千葉県交通安全協会 主 要 行 事	(一財)全日本交通安全協会等との 関 連 行 事
4月	春の全国交通安全運動(6日～15日) 千葉県自転車安全教育推進委員会(16日) ペストライダーコンテスト千葉準備会議(24日) 自転車大会指導員養成講習会(下旬)	春の全国交通安全運動(6日～15日)
5月	監事監査(中旬) 自転車大会指導員養成講習会(中旬) 第52回ペストライダーコンテスト千葉(25日) 正・副会長会議(29日) 定例理事会(29日) 受賞祝賀会(29日) ～交通栄誉章緑十字金章・銀章、文化の日知事表彰	自転車月間 都道府県道路使用適正化業務担当責任者研修会(東京17日) 二輪車安全運転特別指導員中央研修会(熊本27・28日)
6月	正・副会長会議(19日) 定時評議員会(19日) 道路使用調査員研修会(下旬)	(一財)全日本交通安全協会定時評議員会(東京20日) 地域交通安全活動推進委員全国研修会(東京21日) 交通安全年間スローガン募集開始
7月	第61回交通安全こども自転車千葉県大会(4日) 道路使用適正化協議会総会(中旬) 夏の交通安全運動(10日～19日) 原付通学許可生徒に対する交通安全教室(20日) 無事故・無違反運動(7月1日～10月31日)	交通安全ファミリー作文募集開始(上旬)
8月		第56回交通安全子供自転車全国大会(東京7日) 宝くじ号贈呈式(東京7日) 自転車安全整備士試験(調整中)
9月	地域交通安全活動推進委員研修会(9月上旬～11月中旬) 交通安全フェア☆ちば(下旬) 秋の全国交通安全運動(21日～30日)	交通安全ファミリー作文募集締切(上旬) 二輪車安全運転特別指導員中央研修会(三重9・10日) 秋の全国交通安全運動(21日～30日) 交通安全年間スローガン募集締切(30日) 交通栄誉章「緑十字銅章」表彰
10月	第15回千葉交通安全高齢者自転車大会(24日)	日本交通管理技術協会関東ブロック会議(茨城2日) 関東交通安全協会連合会専務理事・事務局長会議(10・11日) 主要都道府県交通安全協会連絡会議(東京17日)
11月	文化の日知事表彰(3日) 自転車安全教育指導員講習会(7日) 第62回千葉県交通安全県民大会(13日) ～交通安全功労者・模範運転者・交通功労団体等の表彰 二輪車安全運転指導員養成講習会・審査会(23日) 交通指導員研修会(11月中旬～12月上旬)	交通事故相談担当者研修会(東京21・22日) 交通安全年間スローガンの決定・ポスター・デザイン募集開始(下旬) 交通安全ファミリー作文優秀作の決定(下旬)
12月	冬の交通安全運動(10日～19日)	二輪車安全運転推進委員会幹事会(東京13日)
1月		第65回交通安全国民運動中央大会(東京14・15日) ～交通栄誉章「緑十字金章・銀章」表彰 ～交通安全優良団体等表彰 交通安全ポスター・デザイン募集締切(31日)
2月	令和7年度二輪車安全運転推進委員会事業計画策定会議(5日) 県下交通安全協会事務局長会議(下旬)	自転車安全教育推進委員会(東京)
3月	地域交通安全活動推進委員研修会 交通安全教育担当者実技指導講習会(上旬) 正・副会長会議(下旬) 定例理事会(下旬)	二輪車安全運転推進委員会中央委員会(東京) 都道府県交通安全協会専務理事等会議(東京) 交通安全ポスター・デザイン表彰式(東京)

令和6年度予算

(令和6年4月1日から令和7年3月31日)

単位:千円

科 目	予算額	前年度予算額	増 減	備 考
I 一般正味財産増減の部				
1 経常増減の部				
(1) 経常収益				
① 基本財産運用益	53	53	0	
基本財産受取利息	53	53	0	
② 受取会費	2,772	3,660	△ 888	
受取会費	2,772	3,660	△ 888	
③ 事業収益	1,183,980	1,050,634	133,346	
受託事業収益	1,155,185	983,691	171,494	
自主事業収益	28,795	66,943	△ 38,148	
④ 受取補助金等	911	911	0	
受取補助金等	911	911	0	
⑤ 受取寄付金	2,445	2,445	0	
受取寄付金	2,445	2,445	0	
⑥ 受取助成金	0	0	0	
受取助成金	0	0	0	
⑦ 雜収益	40,891	34,747	6,144	
受取利息	4	4	0	
雑収益	40,887	34,743	6,144	
経常収益計	1,231,052	1,092,450	138,602	
(2) 経常費用				
① 事業費				
役員報酬	14,424	14,271	153	
給料手当	787,880	758,500	29,380	
福利厚生費	80,031	78,631	1,400	
会議費	611	637	△ 26	
旅費交通費	19,570	18,643	927	
燃料費	4,397	4,105	292	
修繕費	1,390	1,639	△ 249	
通信運搬費	3,736	2,960	776	
減価償却費	5,538	5,260	278	
大会費	4,927	3,271	1,656	
活動費	25,844	24,300	1,544	
表彰費	806	843	△ 37	
用品仕入費	410	314	96	
郵送事務費	11,316	10,764	552	
車庫調査費	7,901	7,853	48	
講習費	29,825	33,982	△ 4,157	
研修費	2,054	2,515	△ 461	
二輪車講習費	494	566	△ 72	
交通安全コミュニティ事業対策費	447	410	37	
手数料徴収事務費用	110,164	0	110,164	
消耗品費	10,005	9,908	97	
印刷製本費	2,435	2,438	△ 3	
光熱水費	3,912	3,782	130	
賃借料	7,283	7,083	200	
保険料	952	1,133	△ 181	
租税公課	83,783	81,951	1,832	

支払負担金	922	840	82
雑 費	10,485	9,756	729
事 業 費 計	1,231,542	1,086,355	145,187
(2) 管理費			
役員報酬	276	271	5
給料手当	1,700	1,700	0
福利厚生費	1,028	1,057	△ 29
会議費	1,023	849	174
交際費	380	287	93
旅費交通費	1,521	1,521	0
燃料費	148	205	△ 57
修繕費	30	150	△ 120
通信運搬費	255	200	55
減価償却費	738	694	44
消耗品費	242	192	50
印刷製本費	0	0	0
光熱水費	374	261	113
賃借料	476	480	△ 4
保険料	94	115	△ 21
租税公課	11	13	△ 2
支払負担金	204	206	△ 2
支払手数料	4,400	4,400	0
雑 費	597	545	52
管 理 費 計	13,497	13,146	351
経常費用計	1,245,039	1,099,501	145,538
当期経常増減額	△ 13,987	△ 7,051	△ 6,936
2 経常外増減の部			
(1) 経 常 外 収 益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経 常 外 費 用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	△ 13,987	△ 7,051	△ 6,936
法人税、住民税及び事業税	120	11,000	△ 10,880
当期一般正味財産増減額	△ 14,107	△ 18,051	3,944
一般正味財産期首残高	681,524	699,575	△ 18,051
一般正味財産期末残高	667,417	681,524	△ 14,107
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	667,417	681,524	△ 14,107

事業 年度	自	令和6年4月1日	法人コード	A003418
	至	令和7年3月31日	法人名	公益財団法人千葉県交通安全協会

資金調達及び設備投資の見込みについて

(1)資金調達の見込みについて

当期間中における借入れの予定の有無を記載し、借入れ予定がある場合は、その借入先等を記載してください。

借入れの予定		なし	
事業番号	借入先	金額	使途
		円	

(2)設備調達の見込みについて

当期間中における重要な設備投資(除去又は売却を含む。)の予定の有無を記載し、設備投資の予定がある場合には、その内容等を記載してください。

設備投資の予定			
事業番号	設備投資の内容	支出又は収入の予定額	資金調達方法又は取得資金の使途
		円	